

平成30年8月6日(月)
13時00分～ 奈良県庁第一応接室

第17回奈良県税制調査会 資料(3)

政府要望

「地方法人課税の偏在是正について」

奈良県



目次

1. 政府要望「地方法人課税の偏在是正について」	2
2. 与党税制改正大綱(抜粋)・奈良県税制調査会の提言(抜粋)	3
3. 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(抜粋)	4
4. 参考資料	
(1)人口一人当たりの税収	6
(2)地方法人課税の偏在是正変遷	7
(3)法人課税の概要	8
(4)地方法人特別譲与税による影響額	9

1. 政府要望「地方法人課税の偏在是正について」

地方法人課税の偏在是正について

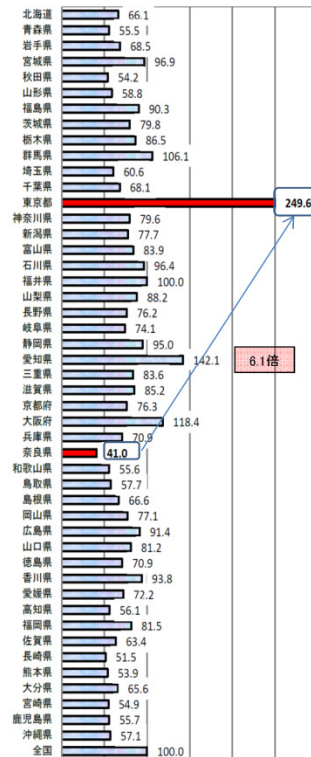
【担当省庁】総務省

現状と課題

○ 人口一人当たりの**税収の偏在**(最大/最小)の**現状**を平成28年度決算額ベースで見ると、地方税全体でも2.4倍の格差があり、**地方法人二税については6.1倍の格差がある。**

他府県と比較して法人数が少なく、特に大企業が少ない**奈良県**が地方法人二税に関する人口一人当たりの**税収最下位**であり、**全国平均の半分以下**となっている状況である。

地方法人二税
【人口一人当たりの税収額の指数】



○ このような状況の下、平成30年度与党税制改正大綱(H29.12.14)では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において**地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえ検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**」とされている。

○ 「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」(H30.5.25地方財政審議会)においても、「地方税源の偏在是正に向け、既に講じられている地方法人課税の偏在是正措置に加え、**新たに抜本的な取組が必要である。**」「消費税率10%段階においては、**地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に還元されること等も踏まえつつ、偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要である。**」とされている。

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)においても、「**地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**」とされている。

国にお願いすること(具体的提言)

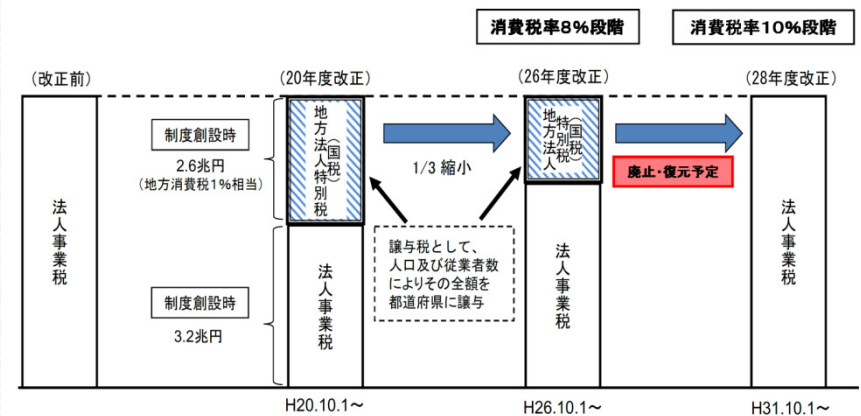
○ 経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、**財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。**

このように**偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されていない状況の下、地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向でのあり方を見直されたい。**

他方で、国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢であり、これらを考慮に入れた上で、**平成31年度税制改正において適切な結論が得られることをお願いしたい。**

(注)「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築がなされるまでの間の措置」として、平成20年度に地方法人特別税・譲与税制度が創設された。

◇地方法人特別税の変遷



【県担当部局】総務部税務課

2. 与党税制改正大綱（抜粋）・奈良県税制調査会の提言（抜粋）

平成30年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

～略～

近年、**経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある**。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、**偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である**。

こうした観点から、特に**偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について**、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、**平成31年度税制改正において結論を得る**。

平成30年度税制改正を踏まえて（提言） 奈良県税制調査会（抜粋）

＜地方税源の偏在是正について＞

～略～

人口一人当たりの税収の偏在（最大／最小）の現状を平成28年度決算速報値ベースで見ると、**地方税全体でも2.4倍の格差があり、地方法人二税については6.1倍の格差がある**。なお、他府県と比較して法人数が少なく、特に大企業が少ない**奈良県が地方法人二税に関する人口一人当たりの税収最下位であり、全国平均の半分以下**となっている状況である。

そして、与党税制改正大綱が指摘するとおり、**経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある**。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。

このように**偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されていない**とは言えない状況の下、**地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向でのあり方の見直し**が検討課題となる。

他方で、**国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢**であり、これらを考慮に入れた上で、**平成31年度税制改正において適切な結論が得られることを期待したい**。

3. 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（抜粋）

地方法人課税に
関する検討会資料

「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（抜粋）

平成30年7月27日
全国知事会
(地方税財政常任委員会)

IV 税制抜本改革の推進等

2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

これまでも地方税制においては、地方消費税の創設・充実、三位一体改革による所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲・個人住民税所得割の10%比例税率化や、地方法人特別税・譲与税制度の創設が行われたほか、地方消費税率の引上げに伴う措置として、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（地方法人特別税についてその規模を2/3に縮減）する偏在是正措置が講じられてきた。

近年の状況を見ると、東京一極集中に歯止めがかからず、人口、大企業などの大都市への集中が継続するなかで、アベノミクスの効果等により地方税収が全体として増加し、再び財政力格差が拡大している。また、消費税・地方消費税10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されれば、都道府県間における財政力格差はさらに拡大すると見込まれる。

こうした状況を背景に、平成30年度与党税制改正大綱（以下「平成30年度大綱」という。）においては、「近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支えあい、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

3. 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（抜粋）

地方法人課税に
関する検討会資料

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されることも踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされ、骨太の方針においても、「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされたところである。

大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題である。税源自体の偏在に歯止めがかからない以上、新たな偏在是正措置を講じない限り、大半の地方団体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となるが、地方分権・地方自治を進める観点からも、こうした財政構造は適切ではない。

したがって、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

また、そもそも、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが根本として重要であり、政府においては、地方法人課税における偏在是正措置の検討にとどまらず、東京一極集中の是正に向けた地方創生の取組みをより強力に加速化させることを強く要請する。

今回の地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。